

「地域連携ネットワーク」の形成 —尾張東部権利擁護支援センターの取組から—



報告の柱

1. センターの組織運営体制
2. センター設置後における運営方針の転換
3. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築の工夫

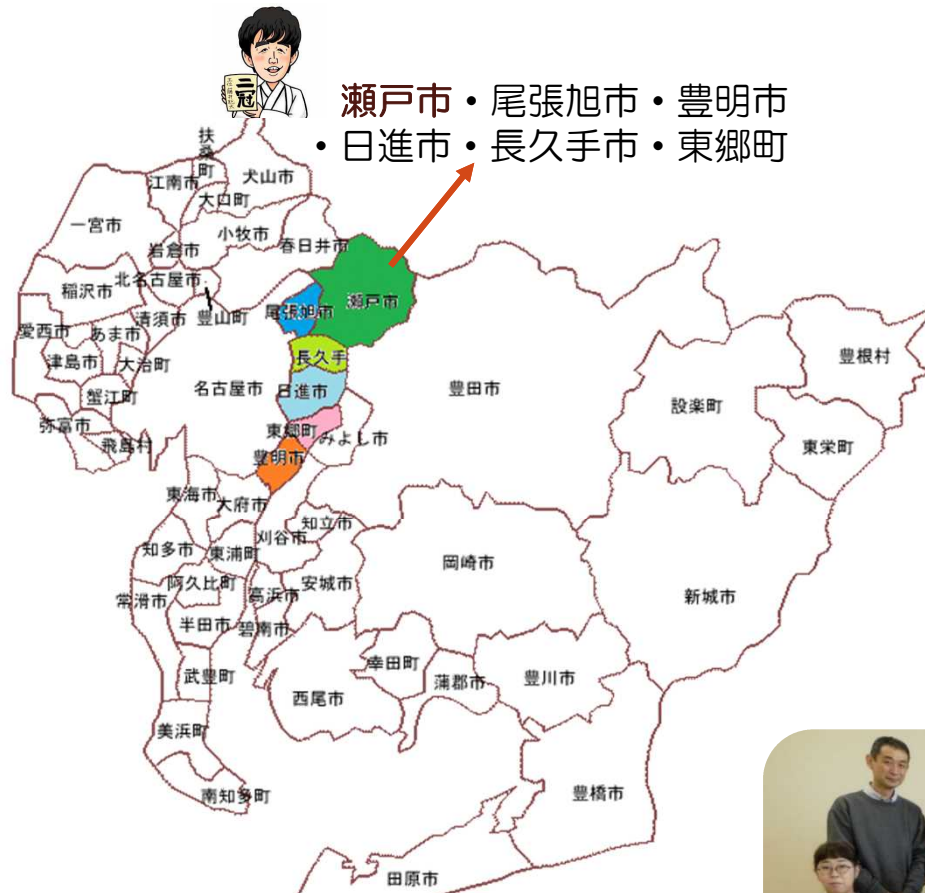


尾張東部権利擁護支援センター長 住田 敦子

1-1 特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター 設置主体（5市1町）



平成23年10月開設



5市1町
人口合計 478,424人

- ①職員数 13人（設置時3人）
センター長（専門相談員兼務）
専門相談員 9人（社会福祉士）
事務員 4人（支援員兼務）

- ②事業内容
広報啓発・相談・人材育成・法人後見

	後見	保佐	補助	合計
認知症	16	6	1	23
知的障害	4	2	2	8
精神障害	18	5	4	27
合計	38	13	7	58



終了38名
市民後見人へのリレー
6名
法人後見 累計102名

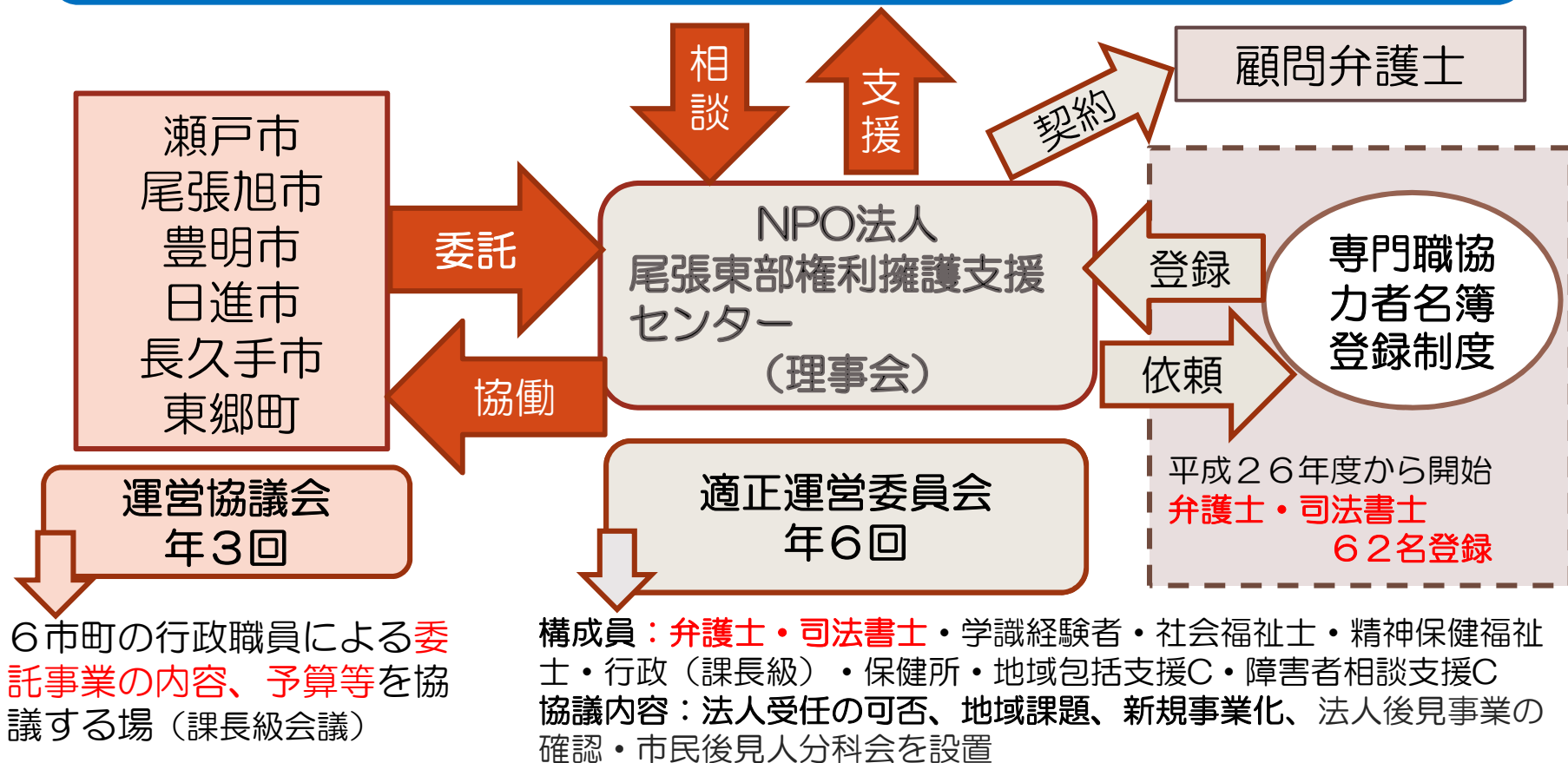
令和2年12月1日現在

平成31年4月から6市町の中核機関として受託 2

1-2 尾張東部権利擁護支援センターの組織運営体制



尾張東部圏域5市1町の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の家族及び
支援者・地域包括支援センター・障害者相談支援センター・行政など

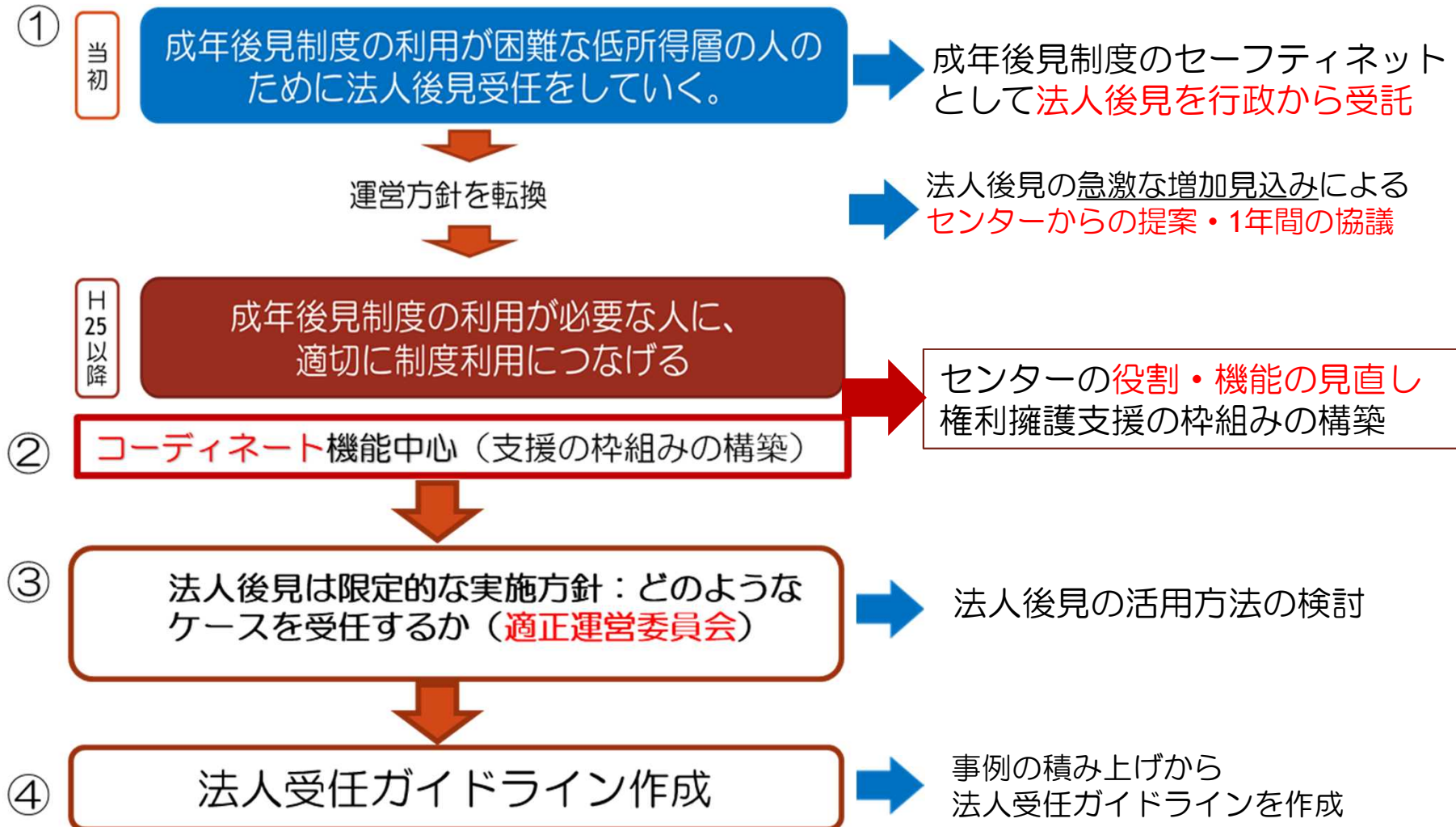


2-1 尾張東部権利擁護支援センター設置後の動き

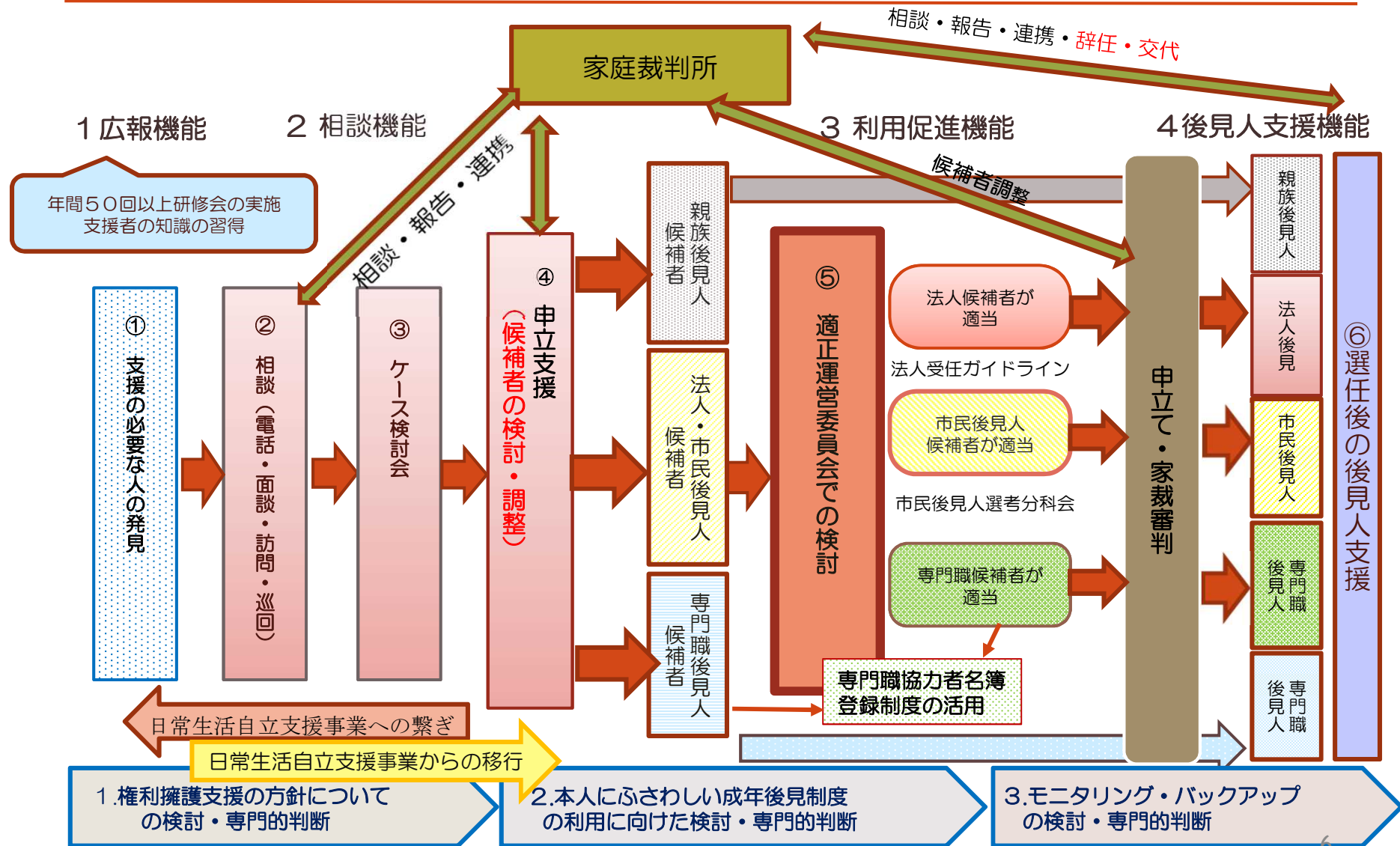


時期	内容
平成23年10月	尾張東部圏域成年後見センター開設 法人後見開始
平成24年 4月	事業の見直し（委託業務における法人後見の検討）
平成25年 4月	①設置から1年半：事業内容の変更 ⇒法人後見中心からコーディネート機能への転換 ②法人後見受任ガイドラインの作成
平成26年 4月	専門職協力者名簿登録制度開始（司法書士からスタート）
平成26年 4月	法人後見業務における苦情解決委員会の設置
平成27年 6月 12月	市民後見人検討委員会設置 第1期市民後見人養成研修開始
平成28年 4月	申立て諸費立替制度開始
平成29年11月	第2期市民後見人養成研修開始
平成30年 5月	尾張東部圏域における成年後見制度利用促進計画策定委員会設置

2-2 運営方針の転換

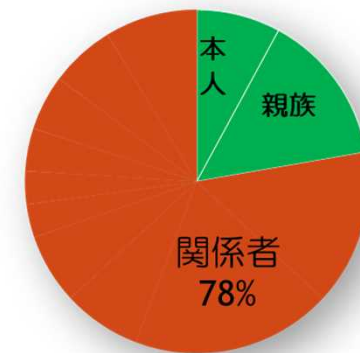
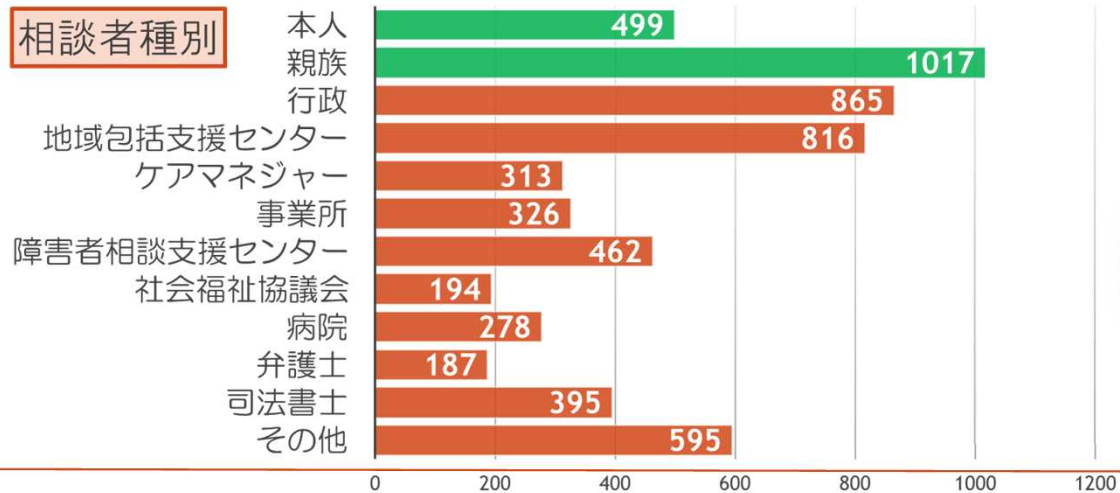
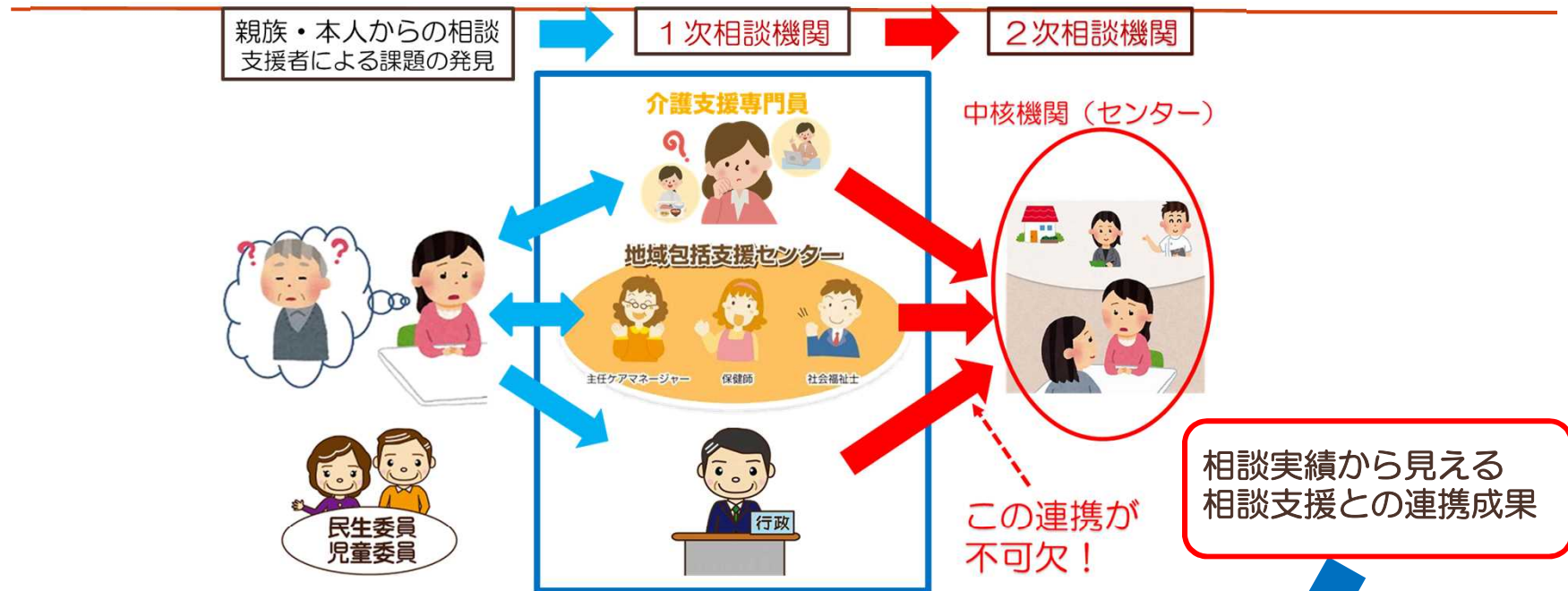


2-3 相談支援のコーディネート機能を整備 (平成25年～平成27年)





2-4 1次相談機関の後方支援＝2次的な相談機関



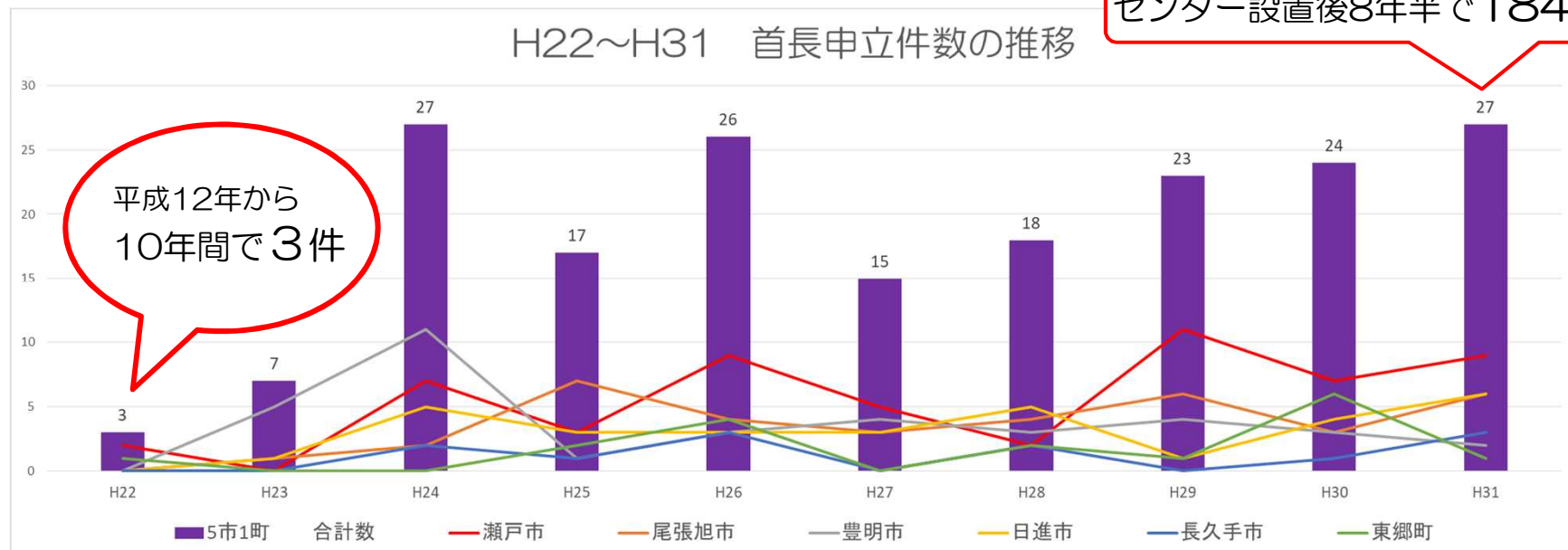


2-5 首長申立件数の推移

	H12~H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合計
瀬戸市	2	0	7	3	9	5	2	11	7	9	55
尾張旭市	0	1	2	7	4	3	4	6	3	6	36
豊明市	0	5	11	1	3	4	3	4	3	2	36
日進市	0	1	5	3	3	3	5	1	4	6	31
長久手市	0	0	2	1	3	0	2	0	1	3	12
東郷町	1	0	0	2	4	0	2	1	6	1	17
合計	3	7	27	17	26	15	18	23	24	27	187

↑ H23年10月センター設置

センター設置後8年半で184件



2-6 相談支援のスキル向上

—相談員の相談対応力向上の2つの場—



▼適正運営委員会

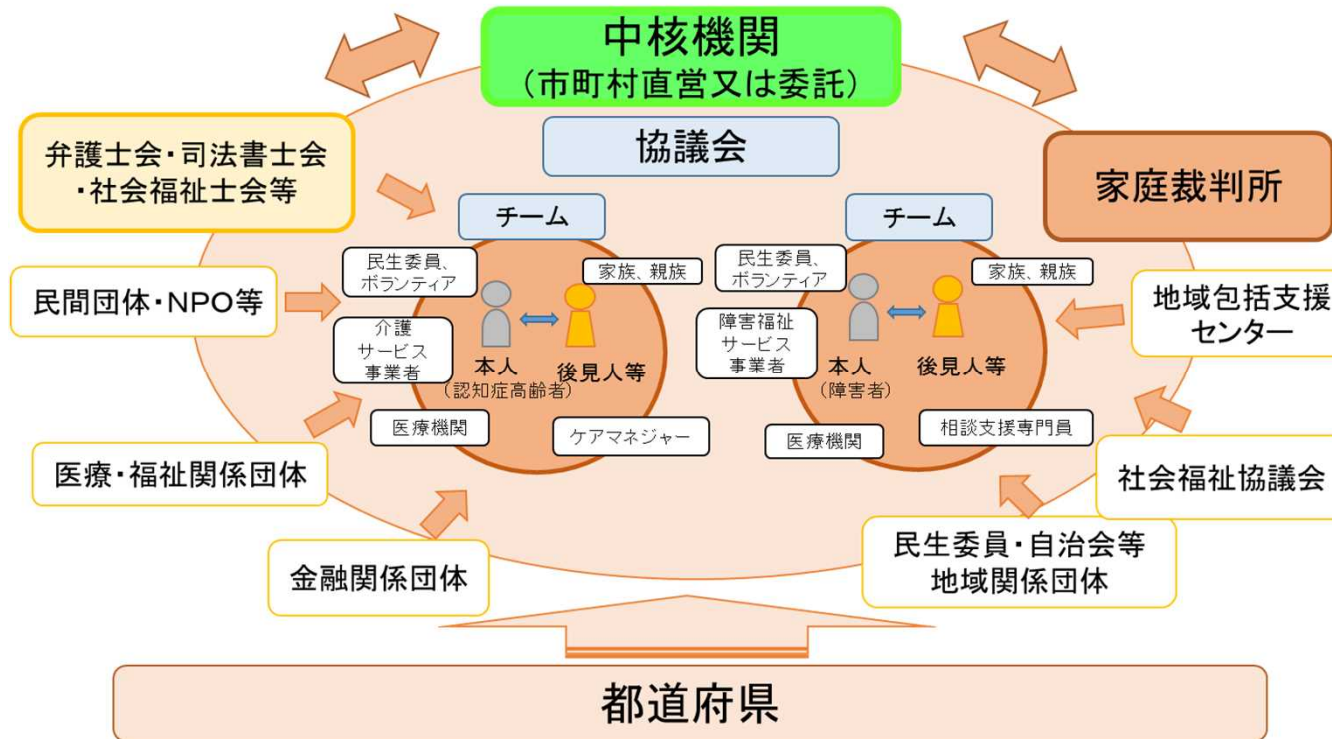
	平成23年11月～H25年3月	H25年4月より改正
設置	センター主催	協議会の一つに位置付け（H31年4月～）
委員構成	弁護士・司法書士・精神保健福祉士・社会福祉士・行政（幹事市）・センター相談員	弁護士・司法書士・学識経験者・社会福祉士・精神保健福祉士・行政（課長級）・保健所・地域包括支援センター・障害者相談支援センター
開催頻度	毎月開催 18：00～（3～4時間）	2ヶ月に1回 偶数月 定例開催
協議内容	①全てのケースの相談対応方法の確認および助言、指導 ②後見人候補者の検討	①成年後見制度利用支援事業要綱改正 ②専門職協力者名簿登録制度 ③苦情解決委員会の設置 ④市民後見人検討委員会設置 第1期市民後見人養成研修 ⑤申立て諸費用立替制度
課題・対応	①法人後見の増加への対応 委託事業の見直し→法人受任ガイドライン ②行政参加者が少ないため課題の共有が困難→委員構成の拡充等	

▼相談員会議

参加者	相談員（社会福祉士）9人（センターでの経験8年以上が4人）
開催頻度	月2回 毎月定例開催
検討内容	全ての相談対応ケースの報告・相談・助言、指導 法人後見受任者の支援計画
課題・対応	法的課題は顧問弁護士からの助言、指導



3-1 地域連携ネットワークの構築の取組



- これまでのネットワーク構築の取組
- ①住民（周知・巡回相談・市民後見）
 - ②行政・福祉・医療関係者
 - ③社会福祉協議会（日常生活自立支援事業）
 - ④専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）
 - ⑤家庭裁判所
 - ⑥金融機関等



- 新たな参加主体、参加促進の課題
- ・金融機関・保険・不動産等の関連企業
 - ・NPO・社会福祉法人等
 - ・地元企業や商店
 - ・警察、消防との連携
 - ・地域特性としての複数の大学の存在
 - ・消費生活相談などの相談機関

3-2 住民とのネットワーク構築の工夫



①周知・啓発 講演会



出前講座/
家族会など

講演会

成年後見制度、尾張東部権利擁護支援センターの周知啓発を目的とした住民向けセミナー

平成23年度 開設記念講演会 750名参加



平成24年度 220名 平成25年度 130名 平成26年度 152名 平成27年度 136名 平成28年度 112名



平成29年度 155名 平成30年度 187名 平成31年度 150名 令和2年度 150名 令和3年度 開催予定



勉強会



- 地域住民の皆様へ、成年後見制度について学んでいただくこと
 - 身近な地域で問題を抱えている人に基づき、支援機関へつなげる権利擁護サポーターになっていただくこと
 - 地域福祉の担い手として活躍している「市民後見人」の活動を知っていただくこと
- を、目的としています。ぜひお気軽にもお運びください。
- 日時** 令和3年2月10日(木)・13日(土) 両日とも午前10時～12時
13:30～16:00(受付開始13:00)
- 会場** 尾張旭市中央公民館3階会議室 301会議室
(尾張旭市東大道町5の2410番地2)
- 定員** 各日40名(要予約・先着順)
※オンライン参加者の定員はありません
- 対象者** ・成年後見制度について関心がある地域住民の方
・業務上、知識が必要な方(法務・司法・介護・福祉・行政関係者)
- 主催** 特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター

②市民後見人の養成・活動支援

尾張東部地域の市民後見人から

市民後見人は、事前に個人や家族、近所の方で相談し、市役所の公民館で本人に寄り添った適切な支援ができる。

③各市町巡回相談（毎月各市町の広報紙に掲載案内）

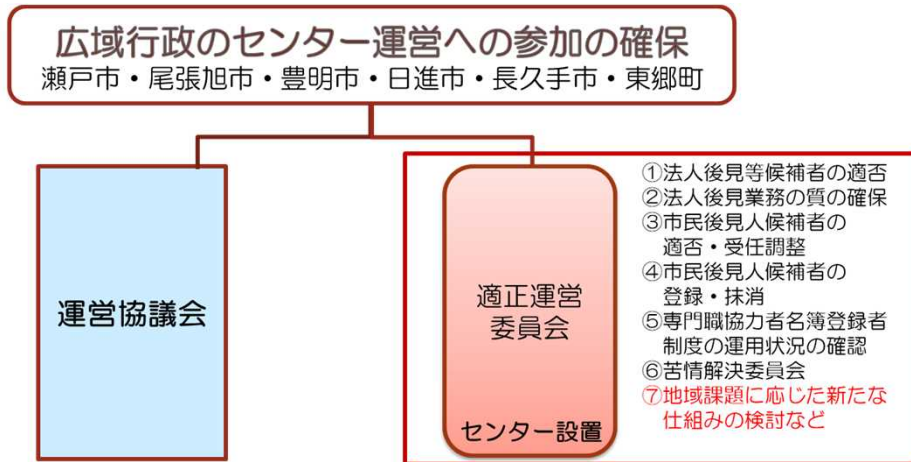
	火	木
第1週	瀬戸市／やすらぎ会館	尾張旭市／尾張旭市役所
第2週	日進市／日進市役所	
第3週	豊明市／豊明市役所	東郷町／東郷町役場
第4週		長久手市／長久手市役所



3-3 行政・福祉・医療関係者との ネットワーク構築の工夫①



①行政運営参加の場の確保（運営協議会・適正運営委員会）

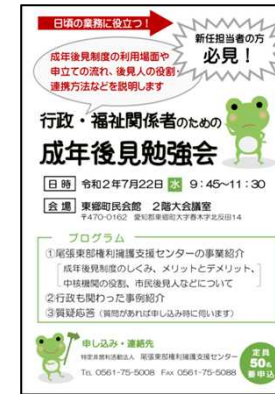


仕組みの承認・予算化 ← 独自の仕組み開発（自律的運営）

②計画策定・進行管理におけるプロジェクトチームへの参加



③研修参加と関係者への周知



④各市町の計画策定委員会等への委員協力（権利擁護の推進を各計画等に反映）

会議	市 町
総合計画政策委員	日進市
地域福祉計画策定委員	長久手市・日進市 東郷町・尾張旭市
障害福祉計画政策委員	日進市・長久手市・東郷町
地域自立支援協議会委員	豊明市・瀬戸市 日進市・東郷町
地域包括ケア推進委員会委員	日進市
高齢者障害者虐待防止ネットワーク会議	豊明市・尾張旭市・日進市

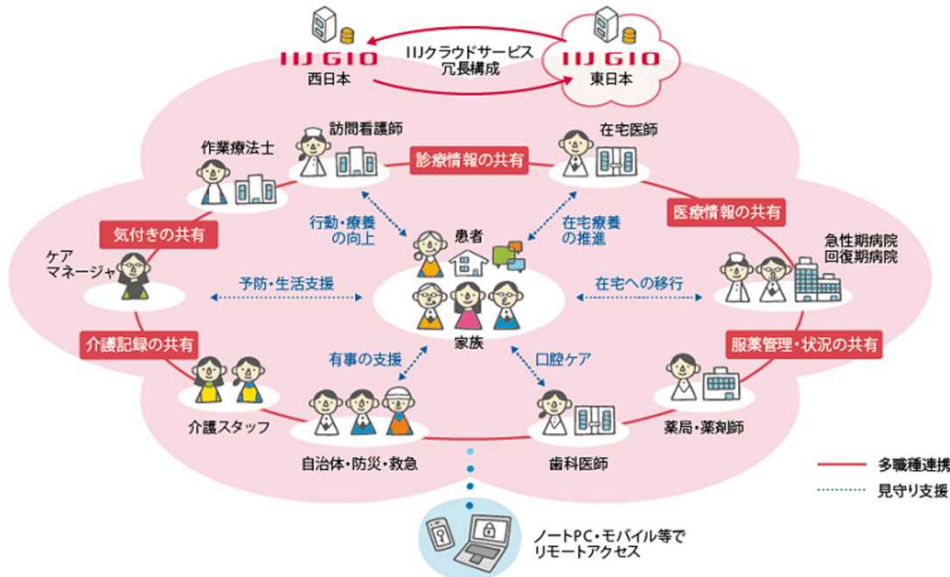
3-3 行政・福祉・医療関係者との ネットワーク構築の工夫②



「電子連絡帳」の活用による医療関係者との連携 ➡ 医師会との連携推進

多職種連携を支える情報共有基盤システム
地域医療・地域包括ケア統合ネットワークシステム

■在宅医療に関わる情報を迅速に共有



■高度なセキュリティ環境で情報共有を行う

「医療情報関連ガイドライン」を遵守し、
電子証明書でシステムへのログインが可能

きっかけ

包括職員が法律家の後見人に電子連絡帳への加入を勧めたが、医師会からの承認が得られなかったため中核機関に相談

(既存の地域医療・地域包括ケアシステムに司法の視点が不足していた)

センターの「**専門職協力者名簿登録者**」は加入を認める規約に変更

3-3 行政・福祉・医療関係者との ネットワーク構築の工夫③



6市町社会福祉協議会（日常生活自立支援事業担当者）との連携

→ 日自から成年後見制度へのスムーズな移行

定期的な事例検討会開催（促進計画に位置付け）



行政職員の参加を促す

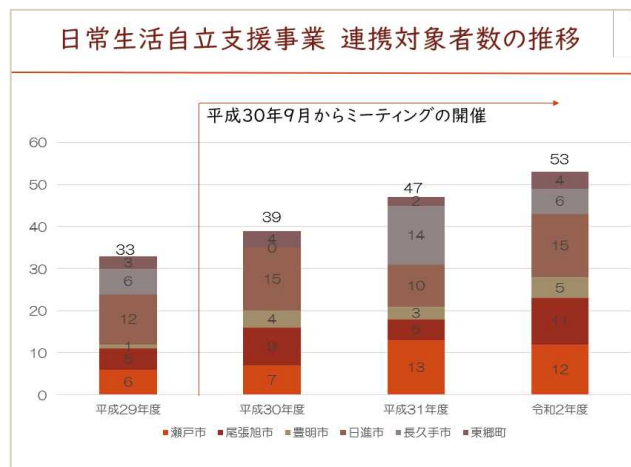
ミーティングにおけるPT（プロジェクトチーム）による活動

- 1 そろそろシートPT そろそろシート作成・試行的実施
- 2 法人後見PT 法人後見研修会の実施



PTの3年間の成果

- ①相談件数・移行の促進
- ②そろそろシートの開発
- ③障害福祉計画に法人後見
支援を明記（S市）



そろそろシート（日自担当へあずらいす）

氏名	性別	年齢	住所	電話番号
職業	障害	状態	家族構成	収入状況
相談内容	相談希望	相談経過	相談結果	相談日時
担当者	担当部署	担当職名	担当電話番号	担当メールアドレス

④令和3年度から生活困窮者自立支援事業担当者ミーティング参加拡大

3-4 専門職とのネットワーク構築の工夫



法律専門職との連携ツールの仕組み作り ①利用支援事業整備②名簿の整備

専門職後見
(第三者後見の活用)

必須条件

成年後見制度利用支援事業
整備・拡充

1. 後見人等の候補者
 2. 市民後見人専門相談 (2・3相談は予算化)
 3. 権利擁護一般専門相談
 4. 各種法律手続き依頼
(相続、債務整理等)
 5. 司法 医療 福祉 合同研修会
- 弁護士 25名
司法書士 37名 計62名登録 (2021年末)



専門職協力者名簿登録制度

「成年後見制度利用支援事業要綱」の5市1町共通整備
専門職後見人の報酬担保

3-5 家庭裁判所とのネットワーク構築の工夫



- ①候補者調整（すべての申立てに候補者調整＋事前面談実施）
- ②親族後見人支援（中核機関を經由せず親族後見人となった方への家裁から中核機関の案内）
- ③市民後見検討委員会・成年後見制度利用促進計画策定委員会オブザーバー参加
- ④専門職研修会での裁判所職員による研修講師

成年後見制度利用促進計画項目の協議の一環として、家裁との検討の場を組織化

家庭裁判所と選任のイメージの共有するために、架空の事例を用いて候補者イメージについての意見交換会（複数後見や身上保護の考え方）

促進計画策定委員会
プロジェクトチーム
弁護士・司法書士・社会福祉士
幹事市行政・センター

尾張東部：候補者＝職種十人
（事前面談）

中核機関による候補者調整

家裁による候補者の選任

家庭裁判所主催の連絡協議会における
候補者イメージの共有

愛知県内の自治体・中核機関・支部家裁を
含めた共有

3-6 各ネットワークをつなぐ工夫



計画進行管理推進委員会での
新たなプロジェクト

被後見人モニタリング全件調査
事例検討＋スーパービジョン

- ・専門職後見人
- ・市民後見人
- ・行政
- ・福祉関係者
- ・家庭裁判所等



令和3年度発足
意思決定支援
プロジェクト

多職種による
合同研修会の
開催



- ・行政
- ・医療
- ・福祉
- ・司法
- ・保健



日常生活
自立支援担当者
ミーティング

電子連絡帳を
活用した
ネットワーク
の構築

- ・在宅医療
- ・病院
- ・医師会
- ・行政
- ・福祉
- ・司法

計画策定における試行事業より継続

令和3年から
日自担当者＋生活困窮者担当者＋行政へ拡大



本人を後見人とともに支える「チーム」支援チームのみならず

各種プロジェクトチームの組織化により基本計画の「本人の意思や状況を継続的に把握し対応する仕組み」ともいえる

3-7 ネットワーク拡大に向けた工夫（金融機関等）



①行政と金融機関との「みまもり協定」を活用してセンターのリーフレットを金融機関窓口に設置

▶講演会等のイベントの周知協力
（チラシやポスターの掲示）

▶金融機関職員による研修会参加や出前講座…▲

②「みまもり協定」締結事業所への行政からの周知（令和3年～）
（新聞店・ヤクルト・生協・総合警備会社・薬局など50事業所）

③個別のケースから生まれた地域のネットワーク

商店：コンビニ・スーパー・喫茶店・不動産屋
電気屋・寿司屋・薬局・新聞配達員

その他：お寺・葬儀社・児童養護施設・児童相談所
警察・刑務所・消防署・宗教団体・市議会議員
生命保険会社

④連携が難しい機関 公証役場

3-8 ネットワーク拡大に向けた工夫（愛知県全域）



平成25年、県内のネットワーク構築を目的として岡山県の竹内弁護士をお招きして「岡山ネット懇」の取組みを学ぶ。その後「あいち権利擁護ネットワーク（任意団体）」が誕生

団体	あいち権利擁護ネットワークによる「なんでも相談会」
会員	弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、社会保険労務士、ケアマネジャー、保健師、建築士、手話通訳士、行政書士、教員等 さまざまな専門職
対象者	高齢者・障害のある人・聴覚障害のある人も多数参加（専門職からの相談有）
場所	原則：愛知県司法書士会館
周知	愛知県内の市町村役所等にチラシを設置 ・ホームページ・メーリングリスト
開催日	偶数月の第2日曜日 午前中研修会（会員が交代で講師）午後から相談会
運営	相談 無料 ／相談員はボランティア 相談員の会費でチラシや運営費用を賄う
方法	相談者に対して 複数の専門職が同時に相談対応 する 必要な場合は地域に繋ぐ

ーボランティアの任意団体が8年も継続している理由ー

- 職場以外の専門職（**多職種**）ネットワークで**お互いに相談できる**
- 同じテーブルで相談対応することで他の**専門職からの学びがある**
- 相談者、リピーターの**増加**
- 出入り自由な**ゆるやかなネットワーク**（県内の中核機関職員も複数名会員）



まとめ：中核機関によるコーディネートと 地域連携ネットワーク構築による効果



- 1 法律職、家庭裁判所との連携が容易になったこと**
 - －福祉行政が、権利擁護支援に取り組むことにより法律職との連携が推進された
「**専門職協力者名簿登録制度**」
- 2 地域の権利擁護支援が推進されたこと**
 - －市民後見人、地域住民への啓発、**意思決定支援の取組み**
- 3 広域行政の権利擁護意識が高まったこと**
 - －**適正運営委員会**での事例検討や**課題に応じた仕組みづくり**
成年後見制度利用促進計画策定と**進行管理における複数のプロジェクトの設置**
「**計画策定のプロセスそのものが地域連携ネットワークの構築に繋がる**」
- 4 愛知県内の中核機関・専門職連携が推進されたこと**
 - －①中核機関が複数設置されたことにより**中核機関同士の連携が始まる**
例：親族申立てA市 本人B市 中核機関A+Bの連携
愛知県市民後見推進事業の共同受託（2か所中核機関＋愛知県社会福祉士会）
 - －②**県内のゆるやかな専門職ネットワークの構築**（**あいち権利擁護ネットワーク**）
- 5 その他**
 - －全国の中核機関や権利擁護支援センター間の連携
情報交換・研修による**団体としての質の向上**→**全国権利擁護支援ネットワーク**